

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和2年7月17日に提起した処分庁（山形県知事）における精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級変更を認めない旨の決定に係る処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人（審査請求書）

処分庁は、本件処分の理由を「診断書の記載内容から精神疾患の状態や生活能力障害の状態等を総合的に判断した結果、3級相当と判断したため」としている。しかし、主治医から受けた説明や、主治医が記載した診断書によれば、審査請求人の精神障がい、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領において例示されている3級相当の状態よりも極めて不良であるとされており、何を根拠として3級相当と判断したのか分かりかねる。

病状が不安定であるから等級変更ができないという説明には根拠がない。障害等級の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うものとされているのに、処分庁は根拠なく3級相当と判断し、その利益を侵害したと考える。等級変更は、審査請求人の権利であり、2級以上の等級に変更されることを希望し申請しているのに、処分庁からは1級には該当しない等の説明を受けたと報告を受けており、大変遺憾を覚え、判定会議においても正当な判断を行っているのかという不信感すら生まれる。本件処分により、審査請求人は法的権利及び利益を侵害されている。

以上の点から本件処分の取消し及び2級以上の等級変更を求める。

(2) 審査庁

本件処分を不当とすべき事実は認められず、本件審査請求は理由がないことから、棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 本件処分の決定の手続は、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成7

年9月12日厚生省保健医療局長通知別紙。以下「実施要領」という。)及び「山形県精神障害者保健福祉手帳事務処理要領」(以下「事務処理要領」という。)に基づき、医師の診断書が添付された申請について、山形県精神保健福祉センターにおいて、精神保健指定医3名が出席する「精神障害者保健福祉手帳並びに自立支援医療支給認定判定会」(以下「判定会議」という。)を開催し、手帳の障害等級変更の可否を判定しており、不備は認められない。

イ 本件処分の申請時に提出された診断書における精神疾患(機能障害)及び能力障害(活動制限)の状態について、判定した精神保健指定医3名は、発病後まだ数年であり、これまで寛解が見られた治療経過も考慮すると、まだ「固定した統合失調症残遺状態」には至っておらず、入院治療により病状は回復する可能性があると考えられるため、障害等級を2級あるいは1級相当に変更する時期にはないと判断したものである。

この判断は、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「課長通知」という。)に基づき、現時点の状態のみでなく、おおむね過去2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を考慮するとともに、長期間の薬物治療下における状態で行われており、能力障害(活動制限)の状態の判定に当たっては、これに加えて保護的な環境ではない場合を想定して、生活能力の障がいの状態を考慮した上で適切に判断されている。

上記のとおり、本件処分における障害等級の判定については、申請時に提出された診断書における精神障がいの状態を「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」(平成7年9月12日厚生省保健医療局長通知別紙。以下「判定基準」という。)に照らし、審査請求人の病状及び障がいの程度、日常生活や社会生活の状況等を総合的に考慮し適切に判定されたものであり、不当とすべき事実は認められない。

4 調査審議の経過

令和4年1月7日 審査庁からの諮問の受付

令和4年2月21日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 障害等級の判定の妥当性について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条において、「精神保健指定医」は、厚生労働大臣が、一定の実務経験を有し、法令で定められた研修を修了した医師のうち、特定の職務に必要な知能及び技能を有すると認められる者を指定すると規定されている。

判定会議の委員については、実施要領において、「原則として、精神保健指定医とすることが望ましい」とされているところ、本件処分に係る判定会議では、精神保健指定医3名の合議により判定を行っている。

障害等級の判定については、判定基準において、「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状況及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること」とされ、障害等級ごとの精神疾患の状態及び能力障害の状態についての判定基準が示されている。

また、課長通知において、障害等級の判定は精神障害の程度を総合的に判定して行うとされ、精神疾患（機能障害）の状態の判定及び能力障害（活動制限）の状態の判定については、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する」、「(十分に)長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている。

弁明書によれば、処分庁は、審査請求人の精神障がいについて、診断書の記載内容から、入院治療中で回復可能性があること、発病後まだ数年であり固定した統合失調症残遺状態と考える時期にないこと、幻覚・妄想を持ち合わせて日常生活・社会生活を送っているにもかかわらず、3級相当が適当と考えていることを根拠として、障害等級を変更する時期にはないと判断したとしている。

本件処分に係る障害等級の判定の妥当性については、3名の精神保健指定医が、診断書の記載内容における審査請求人の精神疾患の状態や生活能力障害の状態等を、判定基準及び課長通知に照らして総合的に判断した結果、3級相当と判断したものであり、精神医学的見地からの判定と認められ、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分における手続と審査方法の妥当性

本件処分は、実施要領及び事務処理要領に基づき、山形県精神保健福祉センターにおいて、精神保健指定医が出席する判定会議を開催し、同判定会議において審査請求人の障害等級を3級相当と判断したことを受けてなされたものであり、手続上違法又は不当な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(3) 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

石 澤 義 久

加 藤 静 香

津 川 恵 美 子